

平成31年度事業計画

今年は天皇の皇位継承が行われ、平成も新たな元号に変わりますが、依然として少子高齢化が進行する中、人生100年時代の到来と、50歳以上が5割を超える社会が間もなく訪れる見通されています。こうした状況の中、新年度の国家予算は当初としては初めて100兆円を超える予算が組まれ、その増額分は社会保障の充実等に充てるとされています。中でも本年10月に引上げが予定されている消費税は幼児教育・保育の無償化や介護人材の待遇改善等に充当されますが、介護人材の不足には外国人の活用も期待されています。

一方、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として、世代や分野を超えて「丸ごと」つながる「地域共生社会の実現」に向けた地域福祉の推進に引き続き努め、皆で役割を持って支えあい、生きがいを感じられる一億総活躍社会の実現を目指すとしています。

この包括的な支援体制づくりでは、地域包括支援センター、相談・支援機関等が想定されており、社協の役割と具体的な活動や事業への期待が一層高まってきています。

また、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」の施行を受け、成年後見制度利用の促進と権利擁護体制構築に向けた市町村や社協の積極的な取組が求められています。こうした状況を受け、市の基本計画策定の動きと軌を一にして、行政や家庭裁判所等と連携して積極的に取り組んでいかなければならないと考えています。

昨今頻発している地震や台風、豪雨災害等への対応力を高めるため、熊本地震や西日本豪雨災害への支援実績を活かし、県社協とともに災害ボランティアセンターの設置、運営など、社協に求められる災害対応力の向上に努めるほか、近隣社協との連携・協力体制の整備のための取組を進めてまいります。

社会福祉法人に対しては地域における公益的な取組を責務として地域社会への積極的な貢献が求められています。本会では地域の様々な課題や住民要望などを汲み取るとともに、地域住民やサービス利用者に寄り添い、社会情勢等の変化に的確に対応しながら他の福祉法人や福祉関連事業者等と協力・協調して地域福祉を推進し、適切で円滑な法人運営と事業の実施に努めてまいります。

1、地域福祉を支え合える人づくり・つながりづくり

介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）がスタートして3年目を迎えました。平成31年度も引き続き日常生活圏域ごとに配置している生活支援コーディネーターや協議体が中心となって、地域づくりの担い手の育成やサービスの開発等を行い、高齢者の社会参加及び生活支援の充実を推進します。

一方、福祉職場は依然として慢性的な福祉人材の不足と定着率の悪化が深刻な課題とな

っており、紀南福祉人材バンクを軸に、求職登録者の増加や就職に繋げていく取組みに加え、福祉の魅力を伝える啓発活動、キャリアアップ事業にも取り組んでいきます。

（1）地域福祉・ボランティア活動等の支援と協働促進

～ボランティアセンター機能の充実とボランティア活動の支援～

①ボランティアの楽しさを伝える取組み

(ア) ホッと講座の開催

(イ) ボランティアとの集いの実施

(ウ) ボランティアスクール・各種ボランティア啓発講座の開催

②ボランティアを育成する取組み

(ア) 生活支援体制整備事業の適正な運営

・ご近所ボランティア講座の開催～生活支援コーディネーターの配置

・生活支援体制検討会議の開催～協議体の設置（4ヶ月に1回）

(イ) いきいきシニアリーダーカレッジの開催

・おもてなしコース（田辺地区 2ヶ所）

全国健康福祉祭（ねんりんピック）和歌山大会に向けて

③ボランティアのマッチング

(ア) ボランティア情報の発信

(イ) ボランティア登録、紹介と斡旋の活動支援

(ウ) ボランティア保険加入促進

④ボランティアグループへの活動支援

⑤ボランティア連絡協議会の充実強化

（2）気づきと出会い、学びの場づくり

～福祉教育の推進と気づきと出会いの場づくり～

①小中高等学校への福祉教育支援活動の強化

(ア) ボランティアスクール（ボランティア体験）の実施

(イ) こどもボランティア推進助成事業・福祉教育推進校連絡会への助成

(ウ) 福祉教育担当者教諭を対象とした研修会の実施

(エ) 福祉教育教材の配布

(オ) 学社融合（コミュニティ・スクール）への参画

②気づきと出会い、そして学びの場づくり

(ア) 市民福祉映画会の実施（田辺市共同募金会・株紀伊民報 共催）

(イ) 「明日へのかけ橋フォーラム」及び「ふれあい文化祭」の開催及び参加

・社会福祉功労者表彰式

・地域福祉講演会の実施

・啓発・交流イベントへの参加（市民活動センターまつり等）

(ウ) 広報活動や研修活動の強化～地域における福祉教育

- ・ 福祉委員研修会の実施
- ・ 福祉教育の機材の貸出

(3) 福祉人材の育成・定着支援

～福祉人材の養成と活動支援～

① 福祉人材バンク事業（福祉人材無料職業紹介事業）

- (ア) 福祉の職場への就職に係る相談
- (イ) 求人・求職者の登録、紹介と斡旋

② 福祉・介護人材マッチング機能強化事業

- (ア) 福祉・介護職場就職面接会・フェアの実施
 - ・ 福祉・介護のしごとフェア（年2回：田辺市）～商工会議所との連携
 - ・ 福祉・介護のしごと面接会（年1回：新宮市）

(イ) 介護未経験の中高年齢者等研修会及び就職相談会の実施（年3回）

(ウ) 学校訪問、福祉の仕事 出前講座

- ・ 福祉専門職によるボランティア講座の実施

(エ) 福祉の仕事 出張相談～ハローワークと南紀若者サポートセンターとの連携（年6回：新宮市）

(オ) 潜在的有資格者の再就職促進（年1回：田辺市と新宮市）

(カ) 職員の定着促進及びキャリアアップ支援

- ・ 福祉施設等経営者セミナーの開催（年2回：田辺市）
- ・ 福祉の「しごと塾」の開催

介護支援専門員、介護福祉士、社会福祉士取得準備

(キ) 福祉の仕事 職場体験

(ク) 福祉の仕事イメージアップ事業

- ・ 本会広報紙、ホームページ資料への情報提供
- ・ 福祉のしごとPRキャンペーンの実施
- ・ 「介護の日」PRキャンペーンの実施

③ 保育士人材確保事業

(ア) 潜在保育士の再就職に係る相談等（出張相談、保育士サロンを含む）

(イ) 保育士の定着支援に係る相談等

(ウ) 潜在保育士の再就職支援研修の実施（再就職支援研修及び実習研修）

2、地域福祉を支え合えるしくみづくり

平成31年度も引き続き地域包括支援センターを受託運営するとともに生活支援コーディネーターを配置する中、生活相談センターや障害児・者相談支援センター「ゆめふる」等の各関係機関との連携を図りながら、地域住民から寄せられる複数分野にわたる複合的

な問題を抱える対象者・世帯に対し、社協として分野横断的かつ包括的に支援する総合相談機能の充実に努めます。

また、成年後見制度利用促進に向けた取組みについて、地域連携ネットワークの構築を目指し、田辺市と引き続き協議を進めます。

各種福祉情報や社会資源を収集・発信・提供するとともに、多くの団体や関係機関と協働して社協活動を推進できる体制づくりを進めます。この他、地域福祉推進のための体制強化と財源確保にも引き続き努めます。

(1) 地域生活を支援する相談機能の充実と連携の促進

～包括的な相談支援の充実～

①地域型地域包括支援センター運営事業の運営

- (ア) 社会福祉士等の専門職の配置（龍神・中辺路・大塔・本宮）
- (イ) 総合相談支援業務
- (ウ) 権利擁護業務
- (エ) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務
- (オ) 介護予防ケアマネジメント

②生活福祉資金貸付事業及び生活困窮者自立支援事(家計相談支援事業)の運営

- (ア) 貸付・援護事業に関する情報の周知
- (イ) 貸付に関する迅速な相談解決のため、関係機関との連携強化
- (ウ) 家計状況の「見える化」と根本課題の把握による早期の生活再生を支援

③福祉サービス利用援助事業及び成年後見制度（法人後見事業）の運営

- (ア) 福祉サービス利用援助事業に関する情報の周知と利用の促進
- (イ) 法人後見事業の実施
- (ウ) 成年後見制度利用促進に取り組むために田辺市と検討会を実施

④地域生活支援事業の運営

- (ア) 田辺市障害児・者相談支援センター「ゆめふる」との連携
- (イ) 基幹相談支援センター等機能強化事業の受託運営
- (ウ) レクレーション教室（自立生活プログラム）の開催
- (エ) 一般及び特定相談支援事業の実施
- (オ) 知的障害者等意思疎通支援者派遣事業の実施

(2) 地域福祉・ボランティアの情報を分かりやすく伝える取組み

～広報啓発活動の推進～

①情報を必要としている人に情報が届く広報活動の充実・強化

- (ア) 広報「福祉日和」の発行（年11回）
- (イ) 点字・広報吹き込みボランティアによる定期的な支援の実施
- (ウ) 市広報や和歌山放送及びFM TANABE等各報道機関へ積極的に情報を提供

- (エ) ホームページ等での福祉情報の提供
 - (オ) イベントや社会福祉功労者表彰式の開催等による広報啓発活動の実施
- ②生活や福祉に関する「わかりやすい」情報提供の推進
- (ア) 広報委員会の開催
 - (イ) 住民の目線からの「福祉情報紙」の発行の支援
- ③小地域を基盤とした「口コミ」による情報共有の推進
- ・地域のサロン活動やミニ懇談会等の活用
- (3) 地域福祉を支える基盤づくり
- ①役職員等の研修推進
 - (ア) 役職員研修会の実施と外部研修会への積極的な参加
 - (イ) 福祉委員研修会（地域福祉フォーラム）の実施
 - ②関係機関・団体等との協働体制の強化
 - (ア) 関係機関・団体等との連携と協働
 - (イ) 地域における公益的な活動に伴う社会福祉法人との協働の推進
 - ③共同募金運動の推進
 - (ア) 助け合い理念の普及
 - (イ) 募金ボランティアの活動を通して福祉に対する意識啓発
 - ④安定的な財源の確保
 - (ア) 地域福祉活動の「見える化」の取組み
 - (イ) 社協会費、共同募金、寄付金等について地域住民への広報
 - ⑤自主財源等を活用した地域福祉活動の実施

3、たなべあんしんネットワーク活動の推進

今日の地域における深刻な生活課題や孤立などの地域福祉の課題を受け止め、向き合っていくために、地域の社会福祉法人・福祉施設等との連携・協働が不可欠となってきています。社協がこれまで培ってきた経験とノウハウを活かし、引き続き関係機関とともに、地域住民、福祉委員等による小地域ネットワーク活動（見守り・支援活動等）をはじめとする小地域福祉活動と一体となった取組みを展開し、生活課題等の発見や解決に努めます。

また、避難行動要支援者名簿の提供範囲が地域の民生委員・児童委員や自治会等から本会や消防、警察などにも広がる中、平常時から住民同士の顔の見える関係づくりを引き続き進めています。発生が危ぶまれている南海トラフ巨大地震や最近では毎年のように発生する豪雨災害等に備え、円滑な避難行動支援及び災害ボランティアセンターの設置・運営に向けた取組みとして、小地域の取組みから広域にわたる協力・支援体制の整備及び訓練を実施します。併せて、災害の種別に応じた課題の検討、各種マニュアルの整備・見直しを行います。

(1) 小地域単位のコミュニティづくりの推進

～12 地区の小地域単位の福祉活動（あんしんネットワーク）支援～

①住民主体の小地域福祉活動の支援

- ・サロン活動、見守りネットワーク、孤立防止、世代間交流等

②地域福祉活動推進にかかる各種助成制度の運用

- ・地域福祉活動推進助成
- ・福祉団体等活動助成

③生活支援コーディネーター（再掲）による支え合いのしくみづくり

(2) 見守り・声かけ及び交流活動の支援

～地域課題を発見するしくみづくりについて～

①小地域単位の福祉活動（あんしんネットワーク）推進

(ア) 見守り・声かけ支援

- ・年末見守り支援
- ・ふれあい型配食サービス事業
- ・愛の日事業
- ・ボランティア温泉宅配事業

(イ) 地域の交流支援～ふれあいいきいきサロン活動等の支援

- ・ひとり暮らしの集い
- ・おでかけふれあいいきいきサロン

(ウ) 子育て世代の交流支援

- ・ほっとスペース
- ・ベビーマッサージとママサロン

(エ) 地域性を重視した支援

- ・介護用品あっせん
- ・靈柩車の運行（火葬送迎）

②住民交流活動拠点の機能強化～多世代交流・多機能型福祉拠点

(ア) 常設型地域リビング[よりみちサロンいおり] の充実強化

- ・障がいのある若者の就労支援～コミュニティカフェの実施
- ・まめひこカフェ（認知症カフェ）の実施～キャラバン・メイトとの連携
- ・あそびの教室等多世代
- ・多機能にわたる「居場所」の提供

(イ) 巡回型地域リビングへの支援

- ・ふれあいいきいきサロン
- ・子育てサロン等

(3) 地域を基盤とした防災活動の推進

～要援護者支援対策の整備～

①避難行動要支援者名簿を活用した顔の見える関係づくりの推進

(ア) 地域行事（防災訓練等）への避難行動要支援者等の参加の呼びかけ

(イ) 避難行動要支援者等への日頃からの声かけや見守り活動の実施

(ウ) 緊急連絡カードの配布～行政・民生児童委員協議会・自主防災会等と連携

②防災意識の啓発及び防災・災害の対応支援

(ア) 災害時相互支援訓練（災害ボランティアセンター設置運営訓練）の実施（中辺路地区）

(イ) 田辺市との協働によるHUG訓練の実施

(ウ) 災害時対策備品の整備～旧給食センターの活用

③広域にわたる防災・災害の対応支援訓練の実施

(ア)和歌山県社会福祉協議会主催の広域における支援者研修・訓練事業への参加

(イ)田辺・西牟婁(田辺市・上富田町・白浜町・すさみ)災害対応訓練事業の実施

④「社会福祉協議会における災害時の相互支援協定」に基づく災害救援活動への協力

⑤災害時対応マニュアル及び災害ボランティアセンター運営マニュアルの見直し

⑥自主防災組織運営助成制度の運用

4、在宅福祉事業の運営

平成31年10月に予定されている消費税率の引き上げにあわせて介護報酬も改訂されます。この消費税収を財源にサービス基本単位数の上乗せとともに、介護人材の確保や定着につなげるため、経験と技能のある介護職員を重点に新たな待遇改善等加算が創設されます。

本会としても介護職はもとより、福祉専門職の人材不足は慢性的なものとなっていることから、改正された制度等を活用した人材の確保・定着と体制の強化等、総合的な取組みを進めていく必要があります。

高齢化が進展する中において「地域共生社会の実現」が求められている一方で、制度や実施する事業内容は一層複雑になることから、法令遵守はもとより研修等に積極的に参加することで研鑽を深め、利用者に満足頂けるサービス提供に努めます。

また、田辺市からの受託事業等においては、昨年同様に市全域で実施する一般介護予防普及啓発事業や短期集中通所型サービス事業を中心に取組み、地域で暮らす高齢者等を支える在宅サービスの担い手として、田辺市や各関係機関と協力し、地域住民の理解・協力を得ながら事業を展開します。

(1) 介護保険（介護予防）・障害者総合支援事業等の経営

①居宅介護支援事業 <全地区>

・介護予防サービス計画作成

②訪問介護事業 <全地区>

・居宅介護・同行援護・移動支援事業（ガイドヘルプ）

③通所介護事業 <田辺・龍神・大塔・中辺路>

・障害者日中一時支援・デイサービス事業

④訪問入浴介護事業 <田辺・大塔>

・身体障害者訪問入浴サービス事業

⑤訪問看護事業 <龍神>

・訪問看護（医療）

(2) 在宅福祉事業等の受託運営

①地域支援事業 <全地区>

- ・介護予防サービス計画作成等にかかる業務
- ・一般介護予防普及啓発事業
- ・短期集中通所型サービス（総合型）事業

②田辺市単独事業

- ・養育支援訪問事業 <全地区>
- ・視覚障害者代読・代筆奉仕員派遣事業 <全地区>
- ・配食サービス事業 <龍神・中辺路・本宮>
- ・生活支援ハウス運営事業 <龍神・大塔・本宮>
- ・外出支援サービス事業 <龍神・大塔>
- ・保育所給食事業 <本宮>
- ・うらら館管理運営等事業 <本宮>
- ・老人憩いの家管理運営事業 <田辺>（指定管理）

5、法人運営基盤の強化

改正社会福祉法において社会福祉法人の責務として定められた「地域における公益的な取組」については、新たな厚労省通知により弾力的な運用が示され、社会福祉協議会が取り組む地域福祉事業全般が該当事業として認められることとなりました。本会においても、これまでの事業を強化・推進していくと同時に、他の社会福祉法人への支援や連携の強化に努めます。

地域共生社会実現に向けた取組みが強化され、包括的支援事業や地域支援事業など本会が進める事業においても、社会福祉士や主任介護支援専門員の資格が必須となるなど支援者としての高い専門性が求められています。現任職員の専門性の向上と共に、新たな人材として福祉専門職の確保が喫緊の課題となっていることから、資格保有者の採用を進めるとともに計画的な人材育成・登用に取り組みます。

年々改正される労働関係法や国の示す「働き方改革」等に対応し、法令遵守はもとより、職員が働きやすい職場環境の整備に努め、法人の管理体制及び事業運営を合理的かつ適正に進めます。

（1）法人運営体制の充実・強化

- ①理事会・評議員会・地区運営委員会等の運営
- ②監事による会計・業務監査の実施
- ③事業別職員会議の推進
- ④災害時における職員配備態勢の検討

（2）適正な財務管理に基づく経営

- ①事業・経営実態に則したコスト管理と人員配置

- ②目的別積立金等の整備、計画的運用による経営基盤の強化
- ③県・市補助委託金事業の適正な運営管理
- ④会員会費・寄付金・共同募金配分金を活用した地域福祉活動の推進
- ⑤善意銀行預託金の適正な運用

(3) 職員の専門性の向上と働きやすい職場づくり

- ①職員研修の充実と外部研修の積極的な活用
- ②自己啓発助成制度の運用による福祉専門資格取得の推進
- ③健康診断、保健指導、産業医との連携による健全な職場づくり
- ④心の健康づくり計画の遂行及び職員相談窓口の整備
- ⑤高齢・障害等求職者が能力を活かして就労できる雇用環境の整備

(4) 倫理・法令遵守を重視した経営の確立

- ①法に則った定款・諸規程・要綱の整備
- ②リスクマネジメントの徹底
- ③福祉サービスの質の向上
- ④情報開示による経営の透明性の確保